

胆振東部国有林の 地域別の森林計画書

(胆振東部森林計画区)



【復興樹魂祭】

計画期間

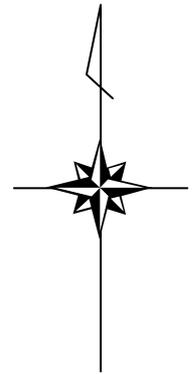
自	平成18年4月	1日
至	平成28年3月	31日



国民の森林・国有林
北海道森林管理局



胆振東部森林計画区的位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森林計画区界	
市 町 村 界	
森 林 管 理 署	山

鶴川町と穂別町は、平成18年3月27日をもって合併し「むかわ町」と、また、早来町と追分町も、平成18年3月27日をもって合併し「安平町」となることになっています。

(位置図は合併前のものです。)

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計 画 課 長	崎 野 健 輔	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
流 域 管 理 指 導 官	木 村 和 久	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
企 画 官	木 村 嗣 典	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
企 画 官	若 松 裕	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
課 長 補 佐	落 合 昭 男	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
管 理 官	立 野 政 信	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
管 理 官	三 浦 雄 幸	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
森 林 施 業 調 整 官	東 本 祐 司	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
企 画 係 長	渡 邊 淳 一	平成 1 7 年 8 月 ~ 1 2 月
企 画 係 長	藤 岡 義 生	平成 1 7 年 4 月 ~ 7 月
経 営 計 画 第 一 係 長	古 川 倫 章	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 二 係 長	古 澤 秀 一	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 三 係 長	飛 島 志 信	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 四 係 長	川 崎 文 圭	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 五 係 長	村 上 敬 一	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 六 係 長	今 憲 人	平成 1 7 年 8 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 六 係 長	渡 邊 淳 一	平成 1 7 年 4 月 ~ 7 月

樹 立 年 月 日 平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日

は し が き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画（平成16年6月変更）に即して、胆振東部森林計画区に係る国有林について、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

1 森林計画制度とは

無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を生じさせる原因となります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物供給の面でも大きな混乱をきたすおそれがあります。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、国民経済に大きな影響を及ぼします。

そのため、総合的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いが必要であることから、森林法によって森林計画制度が設けられています。

2 国有林の森林計画制度の体系

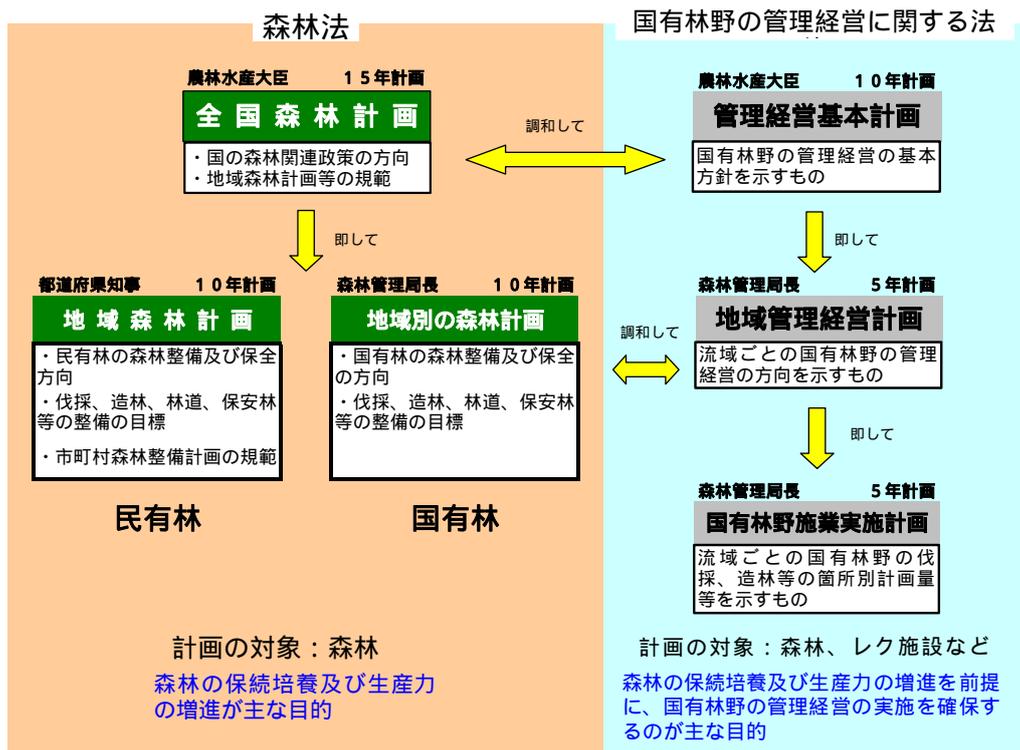
国有林に関する森林計画の体系は2つあります（下図参照）。

ひとつは、森林法に基づく国有林の地域別の森林計画で、これは対象となる森林資源の現況から森林の整備及び保全に関する計画を定めたものです。

もうひとつは、国有林野の管理経営に関する法律に基づく地域管理経営計画で、これは森林のほか貯木場や苗畑、レクリエーション施設や貸地といった土地も含めて立てる国有林野の管理経営の方針で各計画区ごとに定める5カ年の計画です。

また、国有林野施業実施計画は、地域管理経営計画に即して具体的な箇所ごとの伐採や造林、保護林の設定や森林空間の利用などの計画を林小班単位で定める5カ年の計画です。

なお、下記の計画は、いずれも5年ごとに立てるものです。



目 次

計 画 の 大 綱	
1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ	3
2 計画樹立に当たっての基本的考え方	5
計 画 事 項	
1 計画の対象とする森林の区域	1 3
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1 3
(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	1 3
(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1 3
(3) その他必要な事項	1 6
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	1 6
(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項	1 6
(2) 伐採立木材積	1 8
(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	1 8
4 造林面積その他造林に関する事項	1 8
(1) 造林に関する基本的事項	1 8
(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	1 9
(3) その他造林に関する必要な事項	1 9
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	2 0
(1) 間伐及び保育に関する基本的事項	2 0
(2) 間伐立木材積	2 1
(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項	2 1
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	2 2
(1) 公益的機能別施業森林の区域	2 2
(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	2 2
(3) その他必要な事項	2 3
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	2 3
(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方	2 3
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	2 3
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在 及びその搬出方法	2 3
(4) その他必要な事項	2 3
8 森林施業の合理化に関する事項	2 3
(1) 林業に従事する者の養成及び確保	2 3
(2) 林業機械の導入の促進	2 4
(3) 作業路等の整備	2 4
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備	2 4
(5) その他必要な事項	2 4

9	森林の土地の保全に関する事項	2 4
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 4
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	2 4
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	2 4
(4)	その他必要な事項	2 5
10	保安施設に関する事項	2 5
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	2 5
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	2 5
(3)	実施すべき治山事業の数量	2 5
(4)	その他必要な事項	2 5
11	その他必要な事項	2 5
(1)	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	2 5
(2)	森林の保護及び管理	2 8
(3)	その他必要な事項	2 9

別 表

別表1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	3 3
別表2	計画期間において達成し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	3 5
別表3	伐採立木材積	3 5
別表4	人工造林及び天然更新別の造林面積	3 5
別表5	公益的機能別施業森林の区域	3 6
別表6	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	3 7
別表7	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法	3 8
別表8	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	3 8
別表9	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	3 8
別表10	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	3 9
10 - 1	保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	3 9
10 - 2	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	3 9
10 - 3	計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	3 9
別表11	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	3 9
別表12	治山事業の数量	4 0
別表13	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	4 1

計 画 の 大 綱



1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ



自然的条件

- 位置：北海道の南西部に位置し、胆振支庁管内の中央部から東部に位置しています。北は石狩空知計画区に、西は後志胆振計画区に、東は日高計画区にそれぞれ接しており、南は太平洋に面しています。
- 地形：計画区の北西に樽前山やオロフレ山、北東に夕張山地が連なり、樽前山麓には緩やかな地形の森林が広がり、中央部には勇払平野が広がっています。
- 河川：国有林を水源とする勇払川、白老川、鷓川などが太平洋に注いでいます。
- 気候：全般的に臨海性で、一部には海霧の発生や冷涼な地域を含みますが、比較的温暖な気候となっています。
- 土壌：樽前山及び有珠山からの火山性噴出物が広く分布するとともに、東部には頁岩や砂岩が分布しています。
- 森林帯：本計画区の森林帯は、汎針広混交林と呼ばれています。トドマツ、エゾマツなどの針葉樹とミズナラ、イタヤカエデなどの広葉樹が混交する天然林を形成しています。
- 垂直分布では、標高がおおよそ700m以上で亜寒帯針葉樹が多くなり、1,000mを越すとダケカンバ、アカエゾマツが混生した林分を形成しています。





社会経済的条件

構成：1市4町（国有林が所在するのは、1市2町）から構成されています。

人口：約220千人（平成12年国勢調査）で、全道の3.9%となっています。

産業：農業は、冬温暖、夏冷涼な気候を生かして、水稻、野菜、酪農・畜産やメロンが栽培されているなど多様な農業が展開されています。このほか、日高地域に次ぐ規模の軽種馬の生産も行われています。農業産出額では254億円と全道の2%程度となっています。

漁業は、すけとうだら刺網、さけ定置網、ほっき貝漁などの沿岸漁業が盛んで、生産額では45億円となっています。

工業は、道内有数の工業都市である苫小牧市を中心に、石油精製、紙・パルプ、鉄鋼などのいわゆる基礎資源型業種が主体を占め、かつ大規模事業所が多いという特徴を持っています。

交通：ポロト湖、樽前山周辺などでは、高速道路IC、新千歳空港、苫小牧港からのアクセスのよさを生かし、アウトドアを中心としたレクリエーションゾーンの形成が進められています。また、苫小牧港では、北海道の港湾貨物の45%が扱われており、トラック貨物、フェリー、海上貨物などの運送業、倉庫業も盛んです。



森林・林業・木材産業の概況

総土地面積のうち約70%の163千haが森林となっており、全道森林面積の約3%を占めています。

このうち、国有林は、森林面積の約40%となる62千haとなっています。

当計画区の森林の約4割は人工林となっており、苫小牧市を中心に広がっています。

しかし、平成16年9月の台風18号により、多大な風倒木被害を受けました。

製材の原木消費量は約170千 m^3 で全道の約7%となっており、針葉樹が約94%を占め、製材出荷量については約91千 m^3 で全道の約8%、用途別では建築材が約45%を占めています。また、チップの原料消費量は約164千 m^3 で全道の約9%、針葉樹が約53%を占めています。

森林組合は3組合が組織されており、また、林業事業者は、森林組合を除き、造林業では14業者、素材生産業では14業者あります。



2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止などの役割を果たしていますが、近年、保健・文化・教育的な利用や良好な生活環境の保全に対する森林の役割への期待が高まっています。

また、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止への寄与、生物多様性の保全などに対する森林の役割の重要性がますます認識されてきているところです。

北海道の森林は、これらの役割を果たすことはもとより、北海道の美しく雄大な景観の形成、豊かな野生生物の生息・生育環境の確保の上で大きな役割を果たしています。とりわけ、北海道の森林面積の約55%を占める国有林の果たすべき役割が大きなものとなっています。

このような、森林の果たす様々な機能の高度発揮に対する国民の期待の高まりに応え、流域を単位として、地域の特色ある森づくりを進めていくこととし、国有林と民有林が連携し、森林の整備及び保全を進めていくこととします。



樹立方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化及び木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとします。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興に資する林道の整備に当たっては、民有林と緊密な連絡調整を図りつつ計画的にその整備を推進します。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備を図ることとします。

ア 森林の整備及び保全についての基本的考え方

重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を行う観点から、森林資源の状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請などを総合的に勘案のうえ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「**水土保全林**」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「**森林と人との共生林**」、及び木材等生産機能を重視する「**資源の循環利用林**」に区分することとし、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全を図ることとします。

森林の有する機能

水源かん養機能

森林は、主に森林土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させ、洪水を緩和するとともに川の流量を安定させる働きがあります。

(渇水緩和、洪水緩和、水質浄化)



山地災害防止機能

森林は、下層植生の繁茂により降雨から森林土壌を守り、また根系の発達により土砂の流出・崩壊を抑える働きがあります。

また、樹木は枝や幹などによって積雪の移動を直接的に防ぐ働きがあります。

(浸食防止、土砂流出防止、なだれ防止など)

生活環境保全機能

森林は、大気の浄化や騒音、風や飛砂を防ぐなど生活環境や産業活動の基盤を保全する働きがあります。

(風害防備、飛砂防止、気象緩和など)



保健文化機能

森林は、登山や自然探勝などの森林レクリエーションを通して保健、文化及び教育活動に寄与する働きがあります。

また、貴重な野生生物の良好な生息・生育の場となるとともに、その保全により学術等の振興に寄与する働きがあります。

(レクリエーション、景観、教育の場の提供、
野生生物の保護など)

木材等生産機能

森林は、健全な森林生態系の働きを通じて、木材などを持続的に生産する働きがあります。（木材生産など）



イ 森林の整備及び保全の推進方向

(ア) 「**水土保全林**」の森林整備及び保全

水源かん養機能又は山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林について、浸透、保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林の整備及び保全を推進します。

具体的には、立地条件に応じた育成複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の推進、適正な伐採方法の採用、林床の安定化を考慮した適切な造林、保育、間伐等の実施を図ることとします。

また、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、1箇所当たりの伐採面積の縮小に配慮します。

さらに、山地災害の発生の危険性が高い地域などにおいて、溪岸の浸食や山崩れ等の防止に必要な谷止や土留等の施設の設置を推進します。

(イ) 「**森林と人との共生林**」の森林整備及び保全

生活環境保全機能又は保健文化機能の発揮を重視すべき森林について、多様な樹種・林相からなる森林、林木が適度な間隔で配置されている森林、郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持し貴重な野生生物が生息・生育している森林、階層構造が豊かに発達し諸被害に対する抵抗性の高い活力のある森林に誘導するための森林の整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進します。

具体的には、森林レクリエーション施設と一体となった森林の適切な整備及び保全、立地条件に応じた育成複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の推進、適正な伐採方法の採用、景観の向上に配慮した強度の間伐の実施、遮へい能力の高い森林を維持するための伐採・更新の適切な実施、野生生物の生息・生育環境の保全に資する連続した森林空間の維持に配慮します。

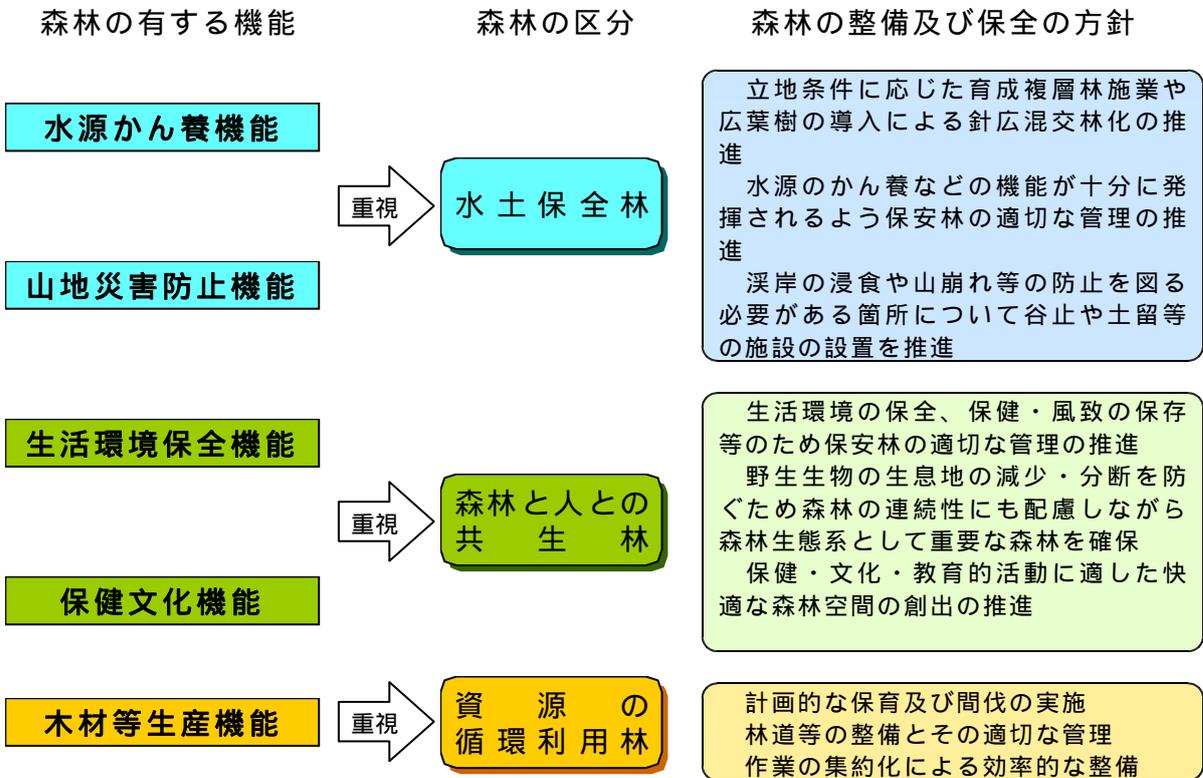
また、生態系として重要な森林の適切な保全、生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進します。

(ウ) 「**資源の循環利用林**」の森林整備及び保全

木材等生産機能の発揮を重視すべき森林について、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、形質の良好な木材を安定的かつ効率的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐を推進します。

この場合、効率的な森林整備や新生林分の保護、土砂流出防備、景観の維持、野生生物の生息・生育環境の保全等の公益的機能の発揮にも配慮することとします。

機能区分ごとの森林の整備及び保全の方針



なお、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全の推進を図るに当たっては、全ての森林が多様な生物の生息地又は生育地として生物多様性の保全に寄与するとともに、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、この吸収源・貯蔵庫としての機能の発揮を確保し、京都議定書において認められた吸収量を確保できるよう十分配慮する必要があります。



本計画区の課題と取組

本計画区は、水源かん養を目的とした保安林を主体に全森林面積の98%が保安林に指定され、苫小牧市などの水源として重要な役目を担っているとともに、火山である樽前山などの影響を受け地質的に脆いことから、森林の保全に対する要望が高まっています。

また、平成16年の台風18号による支笏湖周辺の森林における風倒木被害の発生を踏まえ、被害木の早期処理とその復旧に取り組むことが重要となっています。



【国道276号の苫小牧市から支笏湖方面の中間地点】

これら森林については、水源かん養機能、山地災害防止機能の発揮が期待されるとともに、支笏洞爺国立公園に指定されているなど優れた自然景観を有している森林が多いこと、さらに、この地域ではアイヌの人々が森林との関わりの中で独自の文化を伝承していることから、保健文化機能の発揮も期待されています。

このようなことから、本計画では、湯水緩和や水質保全、土砂の流出・崩壊等による山地災害の防止及び保健・文化・教育的利用等に供するための森林の整備及び保全を推進します。

特に、平成16年の台風18号災害の被害箇所については、昭和29年の洞爺丸台風で被害を受け、その後50年かけて再生してきた森林が再び被害を受けたものであり、支笏湖周辺風倒木被害復旧対策検討委員会^{注)}の報告を踏まえ、風害を軽減するための「多様な樹種、樹冠層により形成される森林」を目指して、今後の復旧を進めていくこととします。

具体的には、

資源の有効活用や虫害発生防止の観点から、被害木を早期に処理

人工林の復旧は、疎植（疎仕立て）により植栽木の根系や樹冠の発達等を促進

天然林の復旧は、被害が分散的であり、天然更新により復旧すること等を基本として、復旧手法を被害動態から4タイプ（大面積全面被害タイプ、交互帯状高齢林タイプ、小面積部分被害タイプ及び天然林周辺被害タイプ）に分類し、各タイプごとに風害を軽減するための森林へ誘導することとしています。



【支笏湖周辺風倒木被害復旧対策検討委員会】

また、復旧や地球温暖化防止に対する理解の促進のため、多くの道民の方の参加による復旧も対策の一つとして位置付けています。

注) 平成16年台風18号による風倒木被害を受けて、特に被害が大きかった支笏湖周辺の森林の復旧に当たり、被害の分析とこれまでの森林施業等について検討を行い、今後の復旧の方向性を明らかにし、適切な森林復旧に資することを目的に、7名の学識経験者等をメンバーとして設置されました。

計 画 事 項

1 計画の対象とする森林の区域

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		62,095.05	
市 町 村 別 内 訳	苫小牧市	19,455.61	
	白老町	22,623.99	
	むかわ町	20,015.45	
	旧 鶴川町	73.56	
	旧 穂別町	19,941.89	

- 注1 森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林とする。
 2 森林計画図は、北海道森林管理局計画課及び胆振東部森林管理署に備え置いてある。
 3 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表1のとおり定める。

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

(ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透、保水能力の高い、森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林とする。

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林とする。

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林とする。

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な野生生物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であっ

て、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林とする。

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林とする。

イ 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の森林の整備及び保全の目標に向け、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとし、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害等被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、森林・林業の管理経営に欠くことのできない施設である林道の整備に当たっては、林地及び自然景観の保全に配慮しつつ、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道の配置状況等を考慮し、農山村地域の振興にも資することに留意した整備に努めるとともに、既設の林道については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備を図ることとする。

重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

(ア) 水土保全林

水土保全林は、災害に強い国土基盤の形成、良質な水の安定的供給を確保する観点から、特に水源かん養機能、山地災害防止機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備に当たっては、地形・地質等の条件を考慮したうえで、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、山地災害を防ぐ施設の整備等を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育、間伐等を促進するとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散等を図ることとする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の適切な管理等を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとする。

(イ) 森林と人との共生林

森林と人との共生林は、生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全及び森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る観点から、特に生活環境保全機能又は保健文化機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備に当たっては、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健・風致の保全等のため保安林の適切な管理、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全、防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

(ウ) 資源の循環利用林

資源の循環利用林は、国民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、特に木材等生産機能の発揮を重視する上記2つの区分以外の森林である。

森林の整備に当たっては、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集約化等を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

森林整備の区分別対象面積

単位 面積：ha

区 分	面 積	構成比
総 数	62,095.05	100%
水土保全林	54,422.17	88%
森林と人との共生林	7,540.99	12%
資源の循環利用林	131.89	0%

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり定める。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期
	生産目標	期待径級	
カラマツ	一般材生産	26cm	50年
トドマツ	〃	28cm	65年
エゾマツ	〃	30cm	80年

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。
 - (a) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰返し期間によること。
 - (b) 複層伐等による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮すること。
 - (c) 林地保全、雪崩・落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持、生態系の維持、野生生物の生息生育環境の保全等に考慮する必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置すること。
 - (d) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐については、育成複層林施業に準じることとする。
- b 国土保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(I) 保安林等における施業

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

ア 水源かん養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、多様性に富む森林整備を積極的に推進することとする。具体的には、育成複層林施業を推進することとし、針葉樹と広葉樹が混交した保護樹帯の整備やモザイク状の森林への誘導のために行う抜き伐り及び小面積区画伐採、高齢級の常時複層林へ誘導するための上層木の抜き伐りを実施する。

イ 伐採箇所の選定に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮し、実施するものとする。

ウ 伐採跡地、素材の集積場等については、枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう引き続き、木材の流出防止等必要な措置を講ずるものとする。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

人工造林をすべき樹種は、トドマツ、アカエゾマツ、カラマツを主体とするが、資源減少の大きいエゾマツも考慮し、選定に当たっては、林地の気象、地形、標高、土壌等の自然条件、類似する既往の造林地の成林状況及び地域の経済的条件等を勘案しながら、最も適した樹種とする。

また、複層林施業を導入する林分については、自然的条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

天然更新補助作業の対象樹種は、自然的条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種を選定する。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

人工造林のヘクタール当たりの植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を基準とするが、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。

樹種	基準本数	備考
トドマツ	3,000本 / ha	造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。
エゾマツ	3,000本 / ha	
アカエゾマツ	3,000本 / ha	
カラマツ	2,500本 / ha	
広葉樹	4,000本 / ha	

(イ) その他人工林の標準的な方法

人工造林は、気候その他の立地条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。天然力の活用に配慮しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況に応じ、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、春及び秋植えとするが、極力乾燥期は避けるなど現地状況を考慮して行う。また、優良な育種苗の使用及び適切な苗木管理を行い、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

また、人工下種は、母樹がなく天然更新が期待できない箇所、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

気候、地形、土壌等の自然的条件、森林を構成する樹種、下層植生の状況等からみて、更新補助作業を必要とする場合に大型機械等により現地の実態に即して行う。

a 刈出し

天然稚幼樹の発生が良好であるにもかかわらず、ササ等により成長が阻害されている箇所、刈出しによって成林が期待できる場合に実行する。

b 地表処理

ササ及び粗腐植層の堆積により天然更新が期待できない箇所、地表処理によってカンバ類等の更新が期待できる場合にかき起こし等を行う。

c 植込み

天然更新が困難又は不確実な場合に必要に応じて実行するものとし、現地の実態に応じて、筋植、巢植、伐根周囲植を行う。

d まき付け等

広葉樹資源の育成が確実に期待できる箇所では、ミズナラ等のまき付けを行う。また、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

(3) その他造林に関する必要な事項

ア 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。

また、林地崩壊の恐れがある裸地については早急に更新を図るものとする。

イ 平成16年台風18号災害への対応

人工林にあつては、被害林分の状況を見極めながら、疎植（ヘクタール当たり1,000～1,500本程度）により植栽木の根系や樹冠の発達を促すための空間を確保し、加えて天然稚幼樹の導入、下層植生等の発達を促進するものとする。また、面的な

被害を将来に向け軽減するため、同一林分内で植栽時期にタイムラグ（20年程度を目安）を設け、さらに、異樹種の植栽により各樹種の持つ成長速度の差を利用することで、林分を多段化させるよう努めるものとする。植栽樹種については、苗木の需給状況等を勘案する必要があるものの、早期復旧の観点から、大苗も含め必要な苗木の確保に努めるものとする。なお、被害の程度により天然更新も期待できることから、現地状況を見極め、画一的な処理とならないよう配慮するものとする。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

間伐は、樹冠がうっ閉状態に達した林分において、その健全化と利用価値の向上を図ることを目的として、林木間の競合を緩和し併せて資源の有効利用を図るために行う。

間伐の開始時期、繰返し期間、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	ha当たり 植栽本数	回数			間伐 方法	間伐率
		1回	2回	3回		
カラマツ	2,500本	16～20年	26～30年	36～40年	定性及び定量とする。	35%を上限とする。
トドマツ	3,000本	31～35年	41～45年	51～55年		
エゾマツ	3,000本	36～40年	51～55年	66～70年		

イ 保育の標準的な方法

(ア) 保育の種類

下刈、つる切、除伐等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全化と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

(イ) 保育の時期及び回数の目安は次のとおりである。

作業別	樹種	保育作業の年次別計画															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈	カラマツ																
	トドマツ エゾマツ アカゾマツ																
	つる切 除伐																
つる切 除伐	カラマツ						←										→
	トドマツ エゾマツ アカゾマツ									←							→

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈の は1回刈、 は2回刈を示す。

トドマツ等の下刈で、8年目については道北地方で必要とする箇所に応用し、道東地方については6年目までを一般的な箇所として適用する。

3) つる切、除伐の - は標準年次と範囲を示している。

(ウ) 保育の作業方法

a 下刈

目的樹種の成長に必要な陽光を与えることを主眼とし、植栽木の高さ及び植生の状態により、適切な方法を採用することとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる類の繁茂の状況により、目的樹種の生長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

c 除伐

植栽後発生した天然木が目的樹木と競合し、その生育が阻害される場合に実施するが、実施に当たっては目的樹種の中の形質不良木も伐倒するとともに、つる類の繁茂状況を勘案し、極力つる切と併行させ効率的に実施する。

なお、植栽木と天然木の成長関係及び将来の利用価値等を勘案し、有用天然木は積極的に育成していく。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 国土の保全や地球温暖化防止等公益的機能の高度発揮と資源の有効活用を進める観点から、高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、天然林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進するものとする。

イ 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮し、間伐及び保育の推進に努めるものとする。

ウ 平成16年台風18号災害への対応

被害を免れた人工林についても、将来的に被害を受ける可能性があることから、風害を軽減していくことを目指し、若齢段階から密度調整を行い、適切な林分密度の維持・継続に努めるものとする。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域該当なし

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るため、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小及び分散化並びに伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、林地の安定化を考慮した適切な造林、保育、間伐や複層状態の森林に誘導する際の広葉樹の活用による混交林化を推進することとする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場として利用される森林については、快適な森林環境を保全し又は創出するため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった森林の適切な整備を図ることとする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における施業の方法
該当なし

(3) その他必要な事項
特になし

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の路網については、効率的な森林施業や適切な管理経営に欠くことのできない施設であることから、民有林・国有林一体となった効率的な整備を図っていくこととする。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障が生ずる林分とする。

該当林分なし

(4) その他必要な事項

ア 適切な森林施業の確保を図るため、林道の整備と併せて作業道の作設を進める。

特に育成複層林施業の導入等により継続的な施業の実施が見込まれる森林については、きめ細かい施業を積極的に実施するための作業道の作設を進める。

イ 林道等の開設に当たっては、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の防止施設を設置する。

ウ 林道の開設に当たっては、林道通行に対する安全確保のため、林道の規格を順守し、それに伴う安全施設の整備に努める。

エ 適切な林道の維持管理を行い、林道の機能の保全及び向上に努める。

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、請負事業の計画的発注、事業の協業化や共同化等経営の安定強化のための指導、機械化の促進等の指導を図る。

また、これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

(2) 林業機械の導入の促進

生産供給体制の整備を図るため、チェンソーとトラクタによる従来型の作業システムに加え、高性能林業機械を中心とした新たな作業システムを定着させるためにフィールドの提供等を行う。

また、台風被害木の処理作業に当たっては、幹曲がりや倒木の重なり合いにより危険を伴い、処理に技術を要することから、高性能林業機械の活用、労働安全の確保に十分配慮し、着実に処理していくものとする。

(3) 作業路等の整備

育成複層林等多様な森林の造成と効率的な森林施業の推進を図るため、作業路網の計画的整備に努めるものとする。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備

流域森林・林業活性化協議会等の場への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

(5) その他必要な事項

川上から川下を通じた流域単位を基本とした流域管理システムのより一層の推進により、森林整備、生産、加工流通等の各段階の取り組みを一体的かつ効率的に実施し、流域森林・林業の活性化に資することとする。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表7のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法
指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障を及ぼす林分とする。

該当林分なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更の際、その規模、実施地区については、周辺の状況、地形、地質を十分勘案して定めることとする。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないように法面緑化工、土留工、排水工など必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

(4) その他必要な事項

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、次の事項に留意して森林施業を行い、林地の保全に努めるものとする。

ア 伐採搬出等の実施に当たっては、土砂の流出・崩壊、水質の保全等に十分留意するとともに、伐倒木等の流出による下流域への被害防止等についても十分配慮するものとする。

イ 樹根による土壌緊縛力を強化するため、複層林施業や長伐期施業を推進することとする。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等については、別表 8 のとおり定める。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等については、別表 9 のとおり定める。

(3) 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の種類別及び箇所別の数量については、別表 10 のとおり定める。

(4) その他必要な事項

特になし

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 制限林の所在及び面積

法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積並びに施業方法については、別表 11 のとおり定める。

イ 保安林の区域内の森林

保安林区域の施業方法は、各保安林ごとに定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

(ア) 主伐の方法

a 主伐できる立木は、当森林計画区で定めた標準伐期齢以上のものとする。

b 伐採方法は、以下の 3 区分とする。

(a) 伐採種を定めない(皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの)

(b) 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が 0.05 ha を超えないもの)

(c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

(イ) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、公表される面積の範囲内とする。
- b 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり残存させなければならない。
- d 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
- e 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。(指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。)

(ウ) 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

(I) 植栽の方法、期間及び樹種

- a 伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。
- c 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

ウ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区 分	制 限 内 容
特 保 護 地 区 別 地 区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 特 一 別 地 地 種 域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。
第 二 種 特 別 地 域	(1) 第2種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。 (7) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア 1伐区の面積は2ha以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第 三 種 特 別 地 域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

エ 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
史 天 跡 然 名 記 勝 念 物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

オ 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け39林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
特 保 護 地 別 区	(1) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 (2) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 (3) その他の森林にあっては伐採種を定めない。 (4) 皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 (5) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

カ その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

キ その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

保健・文化・レクリエーション活動等を目的とした森林の利用は年々多様化、高度化してきており、森林の各種機能を維持・向上させていくためには、森林の適正な保護と管理が重要となってきた。

森林に対する被害としては、気象害、病虫獣害、山火事等があるが、特に、山火事は、都市近郊林、自然公園等、入り込み者の多い地域に発生しており、森林巡視等による適切な森林管理を行うこととする。

病虫獣害等については、各試験研究機関等と連携し、被害発生の原因を究明し、早期発見・早期防除に努める。

なお、近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、関係機関等と連携を図り生息状況、被害動向等について情報収集するとともに、「エゾシカ保護管理計画」（北海道策定）に基づく個体数調整に協力し、被害の防止に努める。

森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進するものとする。

イ 森林の巡視に関する事項

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施するとともに、森林法違反行為の未然防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等に努める。

また、利用者の入り込みの多い地区にあっては、秩序ある利用についての指導・啓発を図る。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を防止するため、特に春先の乾燥時期には、林野巡視を強化するとともに、一般入林者に対して、保護標識等を設置して、普及啓発を図る。

(3) その他必要な事項

ア 森林の多面的な利用・活用のために、市民参加やボランティアの活動を支え、それに必要な情報は適切に発信することにより、広く開かれた国有林野事業を目指すこととする。

イ 国民の森林としての国有林の森林づくりにNPOやボランティア等の多くの国民の参加を得ることは、風倒木被害跡地の復旧にとどまらず、森林の整備が沿岸海域の漁業生産に重要な役割を果たしていることなどの森林の果たしている役割を国民に理解してもらおううえでも必要であることから、一定区域をこれらの活動スペースとして提供することや、ボランティアによる更新から保育を含めた長期的な活動をサポートするよう努めるものとする。

別 表

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

ア 市町村別内訳

単位 面積：ha

区分	水源かん養	山地災害防止	生活環境保全	保健文化	木材等生産	
総数	58,878.71	4,289.42	7,623.96	27,200.75	31,897.01	
市町村別内訳	苫小牧市	19,146.76	611.24	7,489.83	6,933.53	13,549.21
	白老町	21,923.78	1,483.33	-	19,809.81	8,389.24
	むかわ町	17,808.17	2,194.85	134.13	457.41	9,958.56
	旧鷗川町	-	-	73.05	10.08	8.00
	旧穂別町	17,808.17	2,194.85	61.08	447.33	9,950.56

注1) 各森林の有する機能別の森林の所在は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

2) 森林の有する機能

ア 水源かん養機能

水資源を保持し湧水を緩和するとともに洪水流量等を調整する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂の崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能

エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

イ 所在別内訳

a 水源かん養機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積	
総数		58,878.71	
市町村別内訳	苫小牧市	224～296, 1146～1501	19,146.76
	白老町	1～299	21,923.78
	むかわ町		17,808.17
	旧穂別町	2020～2190	17,808.17

b 山地災害防止機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積	
総数		4,289.42	
市町村別内訳	苫小牧市	239～240, 244, 294～296, 1301, 1344, 1432～1433, 1438～1440, 1470	611.24
	白老町	6, 20, 23, 32～35, 40～41, 51, 54～56, 60, 70, 79, 87～88, 90, 93, 95～96, 99, 109, 112～113, 116, 123, 125, 130～132, 141～145, 147～148, 151, 152, 159, 166～168, 174, 176～177	1,483.33
	むかわ町		2,194.85
	旧穂別町	2006～2019, 2027, 2050, 2052～2054, 2070, 2071, 2085～2086, 2094, 2096～2098, 2108～2109, 2120, 2147, 2172, 2192, 2195	2,194.85

c 生活環境保全機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積	
総数		7,623.86	
市町村別内訳	苦小牧市	241,243~245,256~262,265~293,1146~1152,1240~1241,1264~1266,1278~1284,1287~1292,1358~1364,1367~1368,1370~1372,1374~1380,1396~1418,1420,1422~1442,1465,1468~1470,1473~1489,1492~1500,3183	7,489.73
	むかわ町		134.13
	旧鶴川町	2193	73.05
	旧穂別町	2012	61.08

d 保健文化機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積	
総数		27,200.75	
市町村別内訳	苦小牧市	224~296,1303~1304,1309~1328,1334~1335,1339~1340,1345,1381,1389~1391,1394,1421,1437,1443~1445,1501,3183	6,933.53
	白老町	1~59,88~223,297~299	19,809.81
	むかわ町		457.41
	旧鶴川町	2193	10.08
	旧穂別町	2010~2013	447.33

e 木材等生産機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積	
総数		31,897.01	
市町村別内訳	苦小牧市	224~247,249~293,1146~1380,1384~1422,1424,1428,1431~1444,1448~1450,1452,1454~1455,1457,1460,1462~1470,1473~1483,1485~1489,1492~1500,3186	13,549.21
	白老町	3~32,34,39,42~48,50,53~55,59~95,98,104,108,110,112,115~119,121~124,127~133,135~137,139~141,143~165,168~177,185,186,190~194,196~223,297~299	8,389.24
	むかわ町		9,958.56
	旧鶴川町	2193	8.00
	旧穂別町	2001~2005,2016~2017,2022~2041,2043~2079,2084~2109	9,950.56

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分	現況	計画期末	参考(現況)			
			水土保持林	森と人との共生林	資源の循環利用林	
面積	育成単層林	24,308.81	24,098.52	23,051.28	1,172.82	84.71
	育成複層林	7,753.79	7,982.00	7,424.55	327.11	2.13
	天然生林	27,293.27	27,275.35	22,321.44	4,952.49	19.34
森林蓄積(m ³ /ha)		113	132			
林道整備率(%)		72	75			

注1) 育成単層林とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為¹により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)が行われている森林。

2) 育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐²等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層³を構成する森林(施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)が行われている森林。

3) 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業(この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む)(天然生林施業)が行われている森林。

4) 現況については、平成17年3月31日現在の数値である。

5) 計画期末内訳の合計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

1「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものの。

2「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)すること。

3「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	474	428	46	91	77	14	383	352	32

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	581	6,037

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林の区域

単位 面積：ha

区分		森林の区域（林班）	面積
総数			54,422.17
市町村別内訳	苫小牧市	224～247, 249～293, 1148～1186, 1188～1210, 1212～1308, 1322, 1329～1444, 1446～1450, 1452, 1460, 1462～1470, 1473～1483, 1485～1489, 1492～1500	16,316.72
	白老町	2～30, 34～35, 40～96, 98～106, 110, 112, 137, 139, 179, 182～188	18,801.48
	むかわ町		19,303.97
	旧鷗川町	2193	63.48
	旧穂別町	2001～2190, 2192, 2195	19,240.49

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

(2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積：ha

区分		森林の区域（林班）	面積
総数			7,540.99
市町村別内訳	苫小牧市	229～231, 233, 248, 287, 294～296, 1146～1147, 1187, 1205, 1211～1212, 1214, 1242, 1279～1283, 1285～1291, 1293～1298, 1300～1303, 1309～1328, 1334～1335, 1339～1340, 1348～1349, 1352, 1381, 1389～1391, 1394, 1443～1445, 1451, 1453, 1456, 1461～1462, 1466, 1471～1472,	3,112.81
	白老町	1～3, 14～16, 31～33, 36～39, 47～49, 52, 57, 90, 93, 95～97, 100～109, 111, 115, 116, 138, 176～184, 188～189, 202, 297～299	3,729.06
	むかわ町		699.12
	旧鷗川町	2193	10.08
	旧穂別町	2012, 2057～2060, 2063～2064, 2067～2068, 2072～2073, 2076～2077, 2082, 2091～2092, 2112, 2114, 2119～2123, 2131～2132, 2135, 2137, 2139, 2141, 2157～2158, 2162～2163, 2165～2167	689.04

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：Km、面積：ha、材積：m³

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考
				面積	材積		
					針葉樹	広葉樹	
自動車道 (基幹)	白老町	シンスケ川	1.0	795.17	21,228	6,143	
		右の沢	1.5	802.83	5,153	13,468	
	小計	2 路線	2.5	1,598.00	26,381	19,611	
	苫小牧市	中央横断	1.5	193.23	2,509	1,308	
	小計	1 路線	1.5	193.23	2,509	1,308	
	穂別町	新登川1号	4.0	1,466.98	40,763	22,857	
		大岩第一	3.0	1,002.48	31,236	16,168	
		枯崎の沢	1.0	992.64	13,946	21,869	
		富内支線	2.0	1,588.11	15,131	29,742	
		ペンケホロカアンベ	0.3	372.94	8,410	5,591	
		長和	2.0	607.48	19,786	7,713	
		長和左股	2.0	186.04	7,629	2,929	
	小計	7 路線	14.3	6,216.67	136,901	106,869	
	基幹 計	10 路線	18.3	8,007.90	165,791	127,788	
自動車道 (普通)	白老町	マイボク沢	1.5	559.59	3,625	7,890	
		来君内	4.0	989.35	24,492	12,201	
		とどまつ沢	2.5	859.82	3,221	12,766	
		左の沢	2.0	987.08	11,255	14,221	
	小計	4 路線	10.0	3,395.84	42,593	47,078	
	苫小牧市	焼山	1.0	545.54	9,363	8,695	
		糸井支線	1.0	222.45	5,067	2,392	
		苫小牧23号	2.4	353.22	7,417	2,091	
		苫小牧18号	1.5	123.05	4,763	1,406	
		苫小牧6号	1.0	247.76	7,506	3,217	
		糸井20号	2.1	296.29	5,820	3,050	
		糸井9号	0.9	83.34	2,746	217	
	小計	7 路線	9.9	1,871.65	42,682	21,068	
	穂別町	シュッタ12号	1.5	712.97	11,813	8,910	
		下福山支線	2.0	222.52	6,595	2,449	
		オロロップ支流	2.0	2,182.31	40,444	23,796	
		チンオマナイ	2.0	615.83	19,747	9,346	
		藤山の沢	3.0	795.52	12,274	10,050	
		大夕張界第一	2.0	478.24	11,899	10,020	
小計	6 路線	12.5	5,007.39	102,772	64,571		
普通 計	17 路線	32.4	10,274.88	188,047	132,717		
合計	27 路線	50.7	18,282.78	353,838	260,505		

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	備考
自動車道 (基幹)	白老町	飛生	300	1	路体強化
		森野	300	1	"
		萩野	200	1	"
		社台横断	400	3	"
		西樽前	200	1	"
		萩野横断	200	1	橋梁
		深沢	1,800	1	落石防止網
	小計		3,400	9	
	穂別町	長和	300	1	路体強化
小計		300	1		
基幹 計			3,700	10	
自動車道 (普通)	白老町	別々	20	1	橋梁
	小計		20	1	
	苫小牧市	厚平内	250	1	路体強化
		丸山	400	2	"
	小計		650	3	
	穂別町	八幡越	100	1	のり面保護
小計		100	1		
普通 計			770	5	
合計			4,470	15	

別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法

該当なし

別表8 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所在		面積	留意すべき事項	備考 (保安林等の種類)
市町村	地区			
総数		61,452.42		
苫小牧市	市町村別の地区は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	19,093.17	地形、地質、土壌等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう特に林地保全に留意する。	水かん
白老町		22,430.72		水かん、土流、その他
むかわ町		19,928.53		
旧鷗川町		-		
旧穂別町		19,928.53		水かん、土流、土崩

注1) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「干害」は干害防備保安林、「魚つき」は魚つき保安林、「その他」は砂防指定地、地すべり防止地区、山地災害危険地区である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表9 森林の土地の保全ため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当なし

別表 10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10 - 1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面積	備考
保安林総数（実面積）	61,645	
水源かん養のための保安林	58,235	
災害防備のための保安林	3,410	
保健、風致の保存等のための保安林	1,938	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の合計に一致しないことがある。

10 - 2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積

該当なし

10 - 3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

別表 11 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

別表 1 2 治山事業の数量

単位 地区

所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数	主 な 工 種	備 考
市町村	区域 (林班)			
白老町	6 ~ 20, 2332, 34, 42 ~ 45, 55, 59 ~ 80, 93 ~ 103, 122, 130 ~ 132, 145, 147, 150, 163 ~ 174, 186, 191, 196, 197, 201 ~ 203, 207, 213, 216	7	溪間工・山腹工 植栽工・本数調 整伐	
苫小牧市	239 ~ 244, 251 ~ 293, 1147 ~ 1156, 1161 ~ 1179, 1181 ~ 1185, 1187 ~ 1200, 1203 ~ 1225, 1227 ~ 1236, 1238 ~ 1243, 1247 ~ 1259, 1262 ~ 1266, 1269 ~ 1275, 1278 ~ 1284, 1298, 1299, 1301 ~ 1307, 309 ~ 1329, 1331 ~ 1333, 1335, 1337, 1342 ~ 1344, 1346 ~ 1367, 1370 ~ 1380, 1387, ~ 1442, 1444, 1450, 1459, 14	11	溪間工・山腹工 植栽工・本数調 整伐	
穂別町	2010, 2012, 2027, 2044, 2048 ~ 2050, 2055 ~ 2063, 2065 ~ 2066, 2100 ~ 2103, 2109, 2120, 2126 ~ 2138, 2146 ~ 2161	12	溪間工・山腹工 本数調整伐	
合 計		30		

別表 1 3 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積		施業方法		備考
	市町村	区域			伐 方	採 法	
保安林	水かん	苫小牧市	森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。	19,084.76		保安林の指定施業要件の範囲内とする。	
		白老町		21,492.09			
		むかわ町		17,650.41			
		旧穂別町		17,650.41			
	小計		58,227.26				
	土流	白老町		913.39			
		むかわ町		2,115.74			
		旧穂別町		2,115.74			
	小計		3,029.13				
	土崩	むかわ町		10.05			
		旧穂別町		10.05			
	小計		10.05				
	防風	苫小牧市		297.41			
		むかわ町		73.40			
		旧鷺川町		73.40			
小計		370.81					
保健	苫小牧市		(1,365.27)				
	白老町		(563.09)				
	むかわ町		(10.08)				
	旧鷺川町		(10.08)				
小計		(1,938.44)					
計		(1,938.44)	61,637.25				
砂防指定地	白老町		(18.88)	21.34	択伐、禁伐		
計		(18.88)	21.34				
国立公園	特別保護地区	苫小牧市		(105.10)		11(1)ウの表による。	支笏洞爺国立公園
	小計		(105.10)				
	第一種	苫小牧市		(1,085.80)	2.95		
		白老町		(350.43)	4.14		
	小計		(1,436.23)	7.09			
	第二種	苫小牧市		(241.77)	13.34		
		白老町		(1,189.99)	18.32		
	小計		(1,431.76)	31.66			
	第三種	苫小牧市		(365.41)	13.09		
		白老町		(2,903.24)	19.57		
小計		(3,268.65)	32.66				
計		(6,241.74)	71.41				
鳥獣保護区	特別保護地区	むかわ町		(61.08)		11(1)オの表による。	
		旧穂別町		(61.08)			
	計		(61.08)				

注) () 書きの数値は重複制限林で外書きである。